



北のひろめーる

令和8年2月18日

釧路警察署

第 4 号

病気になった！ あれ？運転は出来る？

病状によっては、運転免許停止や取消処分対象となる可能性があります。

どんな病気？

- 統合失調証、そううつ病等の精神疾患
- てんかん
- 不整脈等を原因とする再発性の失神
- 無自覚性の低血糖症
- 重度の眠気の状態を呈する睡眠障害
- 脳卒中
- 認知症
- アルコール中毒者
- その他運転に支障がある病気



当てはまるものがある方、最近運転に不安を感じる方は、

**安全運転相談ダイヤル
#8080 (シャープハレバレ)**

もしくは、釧路警察署交通課へご相談下さい！！！！

ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ 安全で安心な北海道～